

合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年6月9日（金）までに個別通知します。
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査。なお、食と栄養分野に係る評価や事業の経験があれば望ましい。
対象国及び類似地域	マダガスカル及び全途上国
語学の種類	英語。なお、仏語ができれば望ましい。両言語について語学証明書を有する場合は添付すること。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：
黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した場合、黄熱予防接種証明書が要求されます。

6. 業務の背景

マダガスカルでは、5歳児未満の Stunting（発育障害：主に慢性栄養不良による年齢に対する低身長）の比率が 49.2%と世界で5番目に高く¹、また、過去20年以上にわたってこの傾向は変わらず、栄養不良が深刻な問題となっている²。特に中央高地に位置するアンタナナリボ州に含まれる3県はマダガスカルの中でも Stunting の割合が高く、バキナカラチャ県、アモロニア県、イタシ県で6割を超えている³。この原因は直接的には不適切な食事摂取と疾病であり、食料アクセス、母子へのケア、保健サービスと水衛生の不備がその背後の原因とされている⁴。

かかる状況下、マダガスカルでは栄養改善にかかる政府の強いコミットのもと、2004年に「国家栄養計画（National Nutrition Plan：PNN）が定められ、それに引き続いて2005年に「国家栄養行動計画（National Action Plans for Nutrition：PNAN）が制定、実施されてきた。PNANのフェーズ3（2017年～2021年）において最も重要な目標の1つとして慢性栄養不調の削減が掲げられている。マダガスカル政府は同国の重要な開発課題である栄養改善に向けた取り組みを強化すべく、「食と栄養改善プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）を日本政府に要請し、JICAは2019年3月から2024年3月までの5年間の予定で本プロジェクトに係る協力を実施中である。

本プロジェクトでは、慢性栄養不良が深刻なマダガスカル中央高地のプロジェクト対象地域において、同国でJICAが実施、普及してきた生活改善活動の成果およびリソースを活用し、農業・食を通じた不適切な食事摂取の改善に加え、母子のケア及び保健、水・衛生に係る行動変容を促すことで栄養改善を目指すものである。また、本プロジェクトは、国家栄養局（National Nutrition Office：ONN）⁵を実施機関とし、関係機関が参画する国家モニタリング評価委員会（National Committee for Monitoring Evaluation：CNSE）、県モニタリング評価グループ（Regional Group of Monitoring Evaluation：GRSE）を通じたマルチセクターでの栄養への取り組みを強化している。

マダガスカルは2016年8月にナイロビで行われたTICAD VIでJICAが「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」をはじめとする国際機関とともに

¹ The Global Nutrition Report, 2016, IFPRI

² Levels and Trends in Child Mortality 2015, UNICEF

³ Institut National de la Statistique (INSTAT), 2013

⁴ Conceptual framework for undernutrition, UNICEF, 1990

⁵ 栄養改善介入の規模を拡大し、栄養に関する国家目標を達成するための国際的枠組みである「栄養スケールアップ（Scaling Up Nutrition：SUN）の政府担当部局でもある。

に立ち上げた「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (initiative for Food and Nutrition Security in Africa: IFNA)」の重点国の一つとなっている。IFNA は、農業・食料の側面からの介入を重視し、栄養改善を促進するものであり、本プロジェクトとの親和性は非常に高い。IFNA がサポートする国別の栄養改善のためのアクションプランである ICSEA は、すでに政府が主体となって作成、承認されている。本プロジェクトは、ICSEA の内容を踏まえて形成されたものであることから、IFNA の推進にも大きく貢献するものである。

今般、本プロジェクトが 2024 年 3 月で終了を予定しているため、終了時評価を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2023 年 6 月下旬～2023 年 7 月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁶等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他マダガスカル側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する（質問票は現地業務開始前に JICA からプロジェクト関係者へ配付する予定。質問票の回収にかかるフォロー、追加質問の送付はコンサルタントが主となり行う）。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

⁶ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- (2) 現地業務期間（2023年7月上旬～2023年7月下旬）
- ① JICA マダガスカル事務所等との打合せに参加する。
 - ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
 - ③ マダガスカル側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びマダガスカル側 C/P 等とともに評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑥ 調査結果や他団員及びマダガスカル側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
 - ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - ⑨ 現地調査結果の JICA マダガスカル事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2023年8月上旬～2023年8月中旬）
- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
 - ② 帰国報告会に出席する。
 - ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年8月18日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、以下の経路を標準とします。
 - 1) 日本⇄パリ⇄アンタナナリボ
 - 2) 日本⇄アジスアベバ⇄アンタナナリボ
 - 3) 日本⇄香港⇄アジスアベバ⇄アンタナナリボ
 - 4) 日本⇄バンコク⇄ナイロビ⇄アンタナナリボ
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は2023年7月3日～7月23日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現時点でマダガスカル入国時の隔離期間は不要です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 評価分析（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA マダガスカル事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通訳備上：英語⇄仏語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。なお、配付資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに廃棄してください。受領とともに同意いただいたものとしします。

- ・ モニタリングシート、運営指導調査報告書、事業進捗報告書等

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ 事前評価表

- https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1702562_1_s.pdf

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及

び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上